

〔論 説〕

「払込資本と留保利益の区別」の多様性と 当事者間の合意による選定

石 川 業

目 次

第1章 序一本稿の課題

第2章 すべての持分に比例的な財産分配における

「払込資本と留保利益の区別」の多様性

第3章 一部の持分に対する財産分配（自己株式取引）における

「払込資本と留保利益の区別」の多様性

第4章 結び

第1章 序一本稿の課題

いわゆる「資本と利益の区別」には2つの段階がある⁽¹⁾。1つは、期間損益計算上の区別すなわち「元入資本（＝期首資本額±期中資本取引額）と期間利益の区別」であり、もう1つは、期間損益計算後の区別すなわち「払込資本⁽²⁾と留保利益の区別」である。このこと自体はよく知られているであろうが、ここで強調したいことは、これらはいずれも、いわば理念にとどまるものであって、具体的な会計処理までをも明らかにしてくれるわけではない、ということである⁽³⁾。

仮に「元入資本と期間利益の区別」の重要性が認識されていても、たとえば、

新株予約権の発行対価を元入資本と期間利益のいずれに加算するのか⁽⁴⁾、また、株式交付費を元入資本と期間利益のいずれから減算するのか⁽⁵⁾といった論点は、なお議論の対象となり得るようである⁽⁶⁾。ひとくちに「元入資本と期間利益の区別」といっても、その具体的な内容は多様であり得るということであろう。

同様のことは、本稿が主たる検討対象とする「払込資本と留保利益の区別」(以下、単に「区別」と呼ぶときは、こちらを指す)についてもいえる。この「区別」は、ある期間損益計算が終わった後に問題になるものと考ええると、それに特有の論点となるのは、株式会社における株主のような出資者に対する企業財産の分配(以下、単に財産分配と呼ぶ)が行われるとき、払込資本ないし留保利益をそれぞれどのように減少させるのか、ということである。そしてこれが、一義的に決まるとは限らないのである。

たとえば、分配優先株式に対して、それにつき払い込まれた金額を超える財産分配が行われる場合については、大きく次の2つの会計処理が考えられてきた⁽⁷⁾。1つは、その超過額を、留保利益から減算する会計処理(株式種類別経理・発行持分説にもとづく会計処理)である。もう1つは、その超過額を、他の種類株式ないし普通株式についての払込資本から減算する会計処理⁽⁸⁾(全株式一体経理・主体持分説にもとづく会計処理)である。

興味深いのは、どちらの会計処理を支持する立場にあっても、それぞれに「区別」にもとづくと考えられていた、とみることができる点である⁽⁹⁾。要するに、「払込資本と留保利益の区別」も多様であり得るというわけである。

とくに、この「区別」については近年、その意義が問い直されてきたが、ここでは、これがまず理念として必要であるかどうかにはウェイトが置かれていたように思われる。そのため、「区別」の多様性についての意識は希薄で、その決まり方は多かれ少なかれ自明ないし所与とされていたようにも思われるのである⁽¹⁰⁾。そうであるなら、「区別」の意義をめぐる検討には、なお深まる余地が残されているといえるであろう。というのも、いかなる「区別」に依るかで、その意義が変わり得るはずだからである⁽¹¹⁾。

「払込資本と留保利益の区別」の多様性と当事者間の合意による選定

このような考え方に立って、本稿は、とくにわが国現行会計制度のことを意識しながら財産分配のあり方を2つに分類し、それぞれにいくぶん異なる「区別」の多様性について論じる。その2つの分類とは、まず次の第2節で取り上げる、すべての持分（株式）に対して比例的に行われる財産分配（平成17年制定の会社法にいう剰余金の配当）と、続く第3節で取り上げる、一部の持分（株式）に対して行われる財産分配（典型的なケースとして自己株式の取得。前述の分配優先株式のケースもこれに含まれる）である⁽¹²⁾。

なお、ただ単に「区別」の多様性を指摘するだけでは検討を終えられないであろう。そこで、上の検討の過程で、「区別」を決定づける要因についての私見も示していくことにしたい。

第2章 すべての持分に比例的な財産分配における 「払込資本と留保利益の区別」の多様性

第1節 払込資本・留保利益の減少の一般的な認識・測定基準と

会計処理・「区別」の多様性

払込資本および留保利益の減少は理論上、財産分配が行われたときに認識され、その分配額にもとづいて測定されると広く考えられているように思われる⁽¹³⁾。ただ、このような、いわば一般的な認識・測定基準だけでは、具体的にどのように払込資本ないし留保利益を減少させるのかまでは決まらない⁽¹⁴⁾。なぜなら、財産分配にもとづいた認識・測定さえ行えば、それぞれをどのように減少させても、この基準は満たされるからである。

それでも、すべての持分に比例的な財産分配については、留保利益から先に減らす会計処理が広く自然と考えられてきたように思われる⁽¹⁵⁾。それはたとえば、払込資本100と留保利益100が計上されているとき、当該財産分配が100行われたとすれば、留保利益だけを100減少させるという会計処理である。

この例は、持分を1つと考えれば、より理解しやすいであろうが⁽¹⁶⁾、「すべての持分」という表現に合うように、持分が2つ以上である場合を考えても、

全体として同じ会計処理結果となる。つまり、上の例で持分が2つであり、その一方につき払込資本 80、他方につき払込資本 20 であるとすると、すべての持分に比例的な合計 100 の財産分配について、留保利益を持分に比例的に 80 と 20 減少させる、したがって合計で 100 減少させるのである。

このような会計処理はおそらく、払込資本は元手を表わす金額であり、留保利益はその元手から得られたものを表わす金額である、というような見方にもとづくのであろう。持分が複数であるときには、その見方が各持分にあてはめられる。これによって、すべての持分に比例的な財産分配全般について⁽¹⁷⁾、留保利益が先に減少させられることになるわけである⁽¹⁸⁾。

しかし私見によれば、正当化できそうなのは、この会計処理だけではない。たとえば、上の例で、払込資本 100 は特定の事業のために調達されたものであり、留保利益 100 はそれとは別の事業のために残されたものであるとする。この場合、前者の事業の終了に伴って 100 の財産分配が行われるとき、その事実に対応させて払込資本を 100 減少させる、という会計処理も正当化できるように思える⁽¹⁹⁾（払込資本・留保利益の減少の一般的な認識・測定基準も満たされる）。

この会計処理は、任意積立金（ここでは、たとえば事業拡張積立金のように、特定の事業と関連づけられる任意積立金⁽²⁰⁾）の金額を、その計上目的が達成されたときに減少させるという、すでに広く認められている会計処理と共通点をもっている⁽²¹⁾。このような会計処理（の考え方）によれば、留保利益よりも先に払込資本を減少させることも、正当化され得ると思われるのである⁽²²⁾。

このように、すべての持分に比例的な財産分配に限ってみても、会計処理は複数認められ⁽²³⁾、それに伴って「区別」は多様となる。それは、払込資本および留保利益の減少についての一般的な認識・測定基準が、会計処理を一義的に導くわけではないことに起因している。具体的な会計処理については「区別」のあり方を決めるには、別の要因が必要になるわけである。

第2節 払込資本・留保利益の減少の会計処理・「区別」を決定づける要因

前節で取り上げたような、正当化できる複数の会計処理の中から、實際上、具体的な会計処理を決めてきたのは、私見によれば、当事者（出資者（株主）、経営者（取締役）、債権者）⁽²⁴⁾間の合意内容であったとみられる。より具体的には、定款や創立総会、ならびに、株主総会における財産分配についての取決め・決議によって、また、とくに債権者との間では、個別の交渉や私的契約等において、財産分配に先立ち、あるいは、財産分配の際に、株主資本のうちいずれの項目をどのように減少させるのかについて当事者間で合意がなされる⁽²⁵⁾。そして、実際に財産分配が行われるとき、その合意内容に従って、払込資本ないし留保利益の減少についての会計処理が行われ、それに伴って特定の「区別」が決まってきたと考えられる⁽²⁶⁾。

もっとも、特定の当事者間で取引（財のフロー）が生じたという事実を手がかりにただけで具体的な会計処理が決まらないのは、財産分配の場合に限られない。たとえば、社債権者への支出が、社債の元本返済に当たるのか、それとも利息支払いに当たるのかということを判定するための決め手も、その当事者間の合意内容であると思われる。そうであるなら、財産分配についての会計処理の決め手が当事者間の合意であることを、ことさらに強調する必要はないと思われるかもしれない。

そのような合意が常にあれば、たしかにそのとおりなのであろう。しかし、株主資本におけるいずれの項目をどのように減少させるのかについて、当事者間で合意がなされないまま財産分配が行われる取引として、自己株式の取得がある。この取引も財産分配に当たるが、多くの場合、一部の持分について行われる。そのため、本章で取り上げた、すべての持分に比例的な財産分配についてとは異なる会計処理が考えられるうえに、前述の合意がないことが一層、その会計処理については「区別」を多様にするとみられるのである。そこで、このことについては、章を改めて論じることにはしたい。

第3章 一部の持分に対する財産分配（自己株式取引）における「払込資本と留保利益の区別」の多様性

一部の持分に対する財産分配としての自己株式取引における「払込資本と留保利益の区別」の多様性は、とくに資本金・資本準備金の減少の認識基準に起因する⁽²⁷⁾。払込資本と呼ばれることもある資本金・資本準備金は、私見によれば、実質的に当事者間の合意それ自体によって減少するとみられ⁽²⁸⁾、理論上の払込資本とは異なり、財産分配それ自体にもとづいて減少するのではない。たしかに、前述のように、払込資本の減少にも合意が絡むと思われるが、そこではあくまで財産分配がきっかけになるのであって、合意だけで払込資本が減ることはない。

自己株式の取得は、資本金・資本準備金を減らすという当事者間の合意がないまま行われ得ること、主にそのことが、以下に述べていくような自己株式取引における「区別」の多様性をもたらすと考えられるのである。このことを明らかにするために、本章では、もっぱらわが国現行会計制度を念頭に置きながら、ただし、企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（平成14年2月21日，最終改正平成18年8月11日，企業会計基準委員会。以下では、（必要に応じて最終「改正前」あるいは「改正後」を付して）自己株式会計基準と呼ぶ）の内容に必ずしも縛られずに⁽²⁹⁾、自己株式取引について考えられるいくつかの会計処理について論じる⁽³⁰⁾。

第1節 自己株式について想定される払込資本額を

資本金額・資本準備金額から間接控除する会計処理

自己株式の取得については、まず、とくに会計の立場から主張されてきた（したがって自然と考えられることが多い）と思われる会計処理として、その取得額（の一部）を資本金・資本準備金からの間接控除額にする、というような会計処理が説かれている⁽³¹⁾。この会計処理の背後にある考え方を、本章の冒頭で述べた私見に立って説明すれば、次のようになる。

この会計処理においては、前章第1節でふれたような、各株式（持分）についての払込資本額⁽³²⁾が想定され、さらに資本金・資本準備金が払込資本と見立てられている⁽³³⁾。そのため、自己株式の取得というかたちで一部の持分に対する財産分配が行われたとき⁽³⁴⁾、たとえ当事者間の合意がない場合であっても、当該株式についての払込資本額（自己株式の取得額（財産分配額）の一部に相当する金額）は減少したと判断される⁽³⁵⁾。そして、この判断を表現するために、当該金額が資本金・資本準備金からの間接控除額とされるわけである。ここでは、資本金・資本準備金の減少の認識基準、とくに、それらが財産分配それ自体によっては減少しないことが考慮に入れられているように思われる。そうでなければ、間接控除という会計処理は選ばれないであろう⁽³⁶⁾。

とはいえ、そのような間接控除によっても、会計上、資本金・資本準備金は減少することになると思われる⁽³⁷⁾。固定資産についての減価償却累計額を、その取得価額から間接控除するとき、帳簿価額は当該減価償却累計額分だけ減少するように、である⁽³⁸⁾。その点でこの会計処理は、資本金・資本準備金の減少の認識基準を満たしきれない。

そのこと自体より、ここで重要なのは、本章冒頭で述べたように、資本金・資本準備金の減少について当事者間の合意がないことが、上の会計処理が考え出される根拠になっていること、つまり、自己株式取引の会計処理については「区別」の多様性の根拠になっていることである⁽³⁹⁾。

第2節 自己株式の取得額を

その他資本剰余金額・その他利益剰余金額から直接控除する会計処理

次に取り上げたいのは、自己株式の取得額（の総額）を、財産分配にもとづいて減少させることが可能な、その他資本剰余金・その他利益剰余金の金額のみから直接控除する会計処理である⁽⁴⁰⁾。この会計処理は、裏を返していえば、自己株式の取得に伴う財産分配額を、資本金・資本準備金（・利益準備金）の金額から直接にも間接にも控除しない会計処理である。したがって、この会計

処理においては、資本金・資本準備金（・利益準備金）の減少の認識基準が満たされている。

そのような特徴をもつ、この会計処理もやはり、とくに資本金・資本準備金が自己株式の取得という財産分配それ自体によっては減少しないからこそ考えられてきた会計処理であるといえる⁽⁴¹⁾。つまり、本章冒頭で述べたように、当事者間の合意にもとづく資本金・資本準備金の減少の認識基準が、この会計処理を導き出し、自己株式取引の会計処理を多様に行っているといえる。

ところで、この会計処理においてもなお、その他資本剰余金・その他利益剰余金をそれぞれどのように減少させるかが問題として残ると思われる⁽⁴²⁾。ここで、自己株式の取得というかたちでの財産分配、という事実だけを手がかりとして会計処理が一義的に決まらなるとすると⁽⁴³⁾、それらの減額方法については当事者間の合意に委ねるということも、1つの方法として考えられるように思われる⁽⁴⁴⁾。当事者間の合意が根拠になって、資本金・資本準備金（・利益準備金）からの控除が行われないのだとすれば、その他資本剰余金・その他利益剰余金からの控除についても、当事者間の合意を根拠にしてよいと思われる。むしろ、そのほうが一貫性があるようにも思えるのである。

それに対して、上の第1節の会計処理におけるのと同じような考え方を採って、自己株式の取得によってまず減少するのは、財産分配にもとづいて減少させることができる、払込資本と見立てたその他資本剰余金である（自己株式の取得額が、その他資本剰余金の金額を超えるときに、その他利益剰余金の金額が減少する）、と考えることもできるかもしれない⁽⁴⁵⁾。しかし、資本金・資本準備金は減少させないというのでは、第1節の会計処理の姿勢と比べると不徹底であり、（文字通りの「資本剰余金と利益剰余金の区別」の観点からはともかく⁽⁴⁶⁾）「払込資本と留保利益の区別」の観点から、どこまで意味があるのか疑問が残る。

ただそれも、あくまで第1節の会計処理と同様に、各株式（持分）についての払込資本額を想定し、自己株式の取得によって払込資本が減少するという考

え方に立つ限りにおいて、であろう。

たとえば、払込資本をいわば会社全体の元手とみて、すべての持分について比例的であるか、一部の持分に対するかを問わず、財産分配が行われるときにはまず留保利益（その他利益剰余金）を減らす、という会計処理も考えられないわけではない。また、前章第2節で述べたような、「区別」と特定の事業とを関連づける会計処理を、自己株式の取得にも適用する場合には、資本金・資本準備金（・利益準備金）を減少させずに、その他資本剰余金・その他利益剰余金を減少させる会計処理も正当化し得る余地が残る⁽⁴⁷⁾。

いずれにしても、本節の会計処理が、また多様な「区別」をもたらすということはいえるであろう。そしてすでにふれたとおり、そこから特定の「区別」を決めるために、当事者間の合意が果たす役割は小さくないと思うのである。

なお、仮に本節の会計処理が採られると、自己株式の処分時には、通常の新株発行時と同様に資本金・資本準備金を増加させるのが自然であるというような見方がある⁽⁴⁸⁾。この見方に従えば、自己株式の取得と処分を行うごとに、分配可能額は減少し、資本金・資本準備金が増加することになる。見方によっては、その事態を避けることが、この会計処理を採らない理由になるかもしれない。

第3節 自己株式の取得額を株主資本全体から間接控除する会計処理

自己株式取引についての会計処理の多様性を表わすものとして最後に、自己株式の取得額を、いわば暫定的に株主資本全体から間接控除する会計処理を取り上げる。これは、原価法と呼ばれる会計処理であり⁽⁴⁹⁾、自己株式会計基準において採用されたものであるとみられる（基準の文言中で原価法という用語は使われていないが）⁽⁵⁰⁾。

この原価法は、自己株式取引に伴う「区別」のあり方を独特なものにする。それを明らかにするために、この会計処理については、他の会計処理についてよりも一層、丁寧に検討することにしたい。

本稿の見方と原価法にもとづく自己株式「取得」時の会計処理

本節冒頭で述べたような、原価法にもとづく自己株式取得時の会計処理は、本稿の見方（「区別」の決定について当事者間の合意が果たす役割に注目する見方）に立てば、次のように説明することができる。

一部の持分に対する財産分配としての自己株式取得が行われたという事実は、それだけでは必ずしも、株主資本を構成するいずれの項目の金額をどのように減少させるのかを一義的に決めるような根拠にはならない。というのも、その会計処理の決め手となるのは当事者間の合意内容であると考えられ、自己株式の取得自体は、そのような合意内容を表わしたり、伴ったりするわけではないからである。そこで、自己株式の取得時には暫定的に、当該取得額を、株主資本における個別具体的な項目から控除するための決め手がないことを表わす意味で、株主資本全体から間接控除しておくわけである。

後でふれるように、この他にも説明の仕方があり得るのかもしれないが、上のように、本稿の見方からも原価法による自己株式の取得時の会計処理は説明できるものであると思う。しかし他方で、次に述べるように、その取得時の会計処理の後に行われる、自己株式の処分時の会計処理については、説明が難しい。

本稿の見方と原価法にもとづく自己株式「処分」時の会計処理

原価法によれば、自己株式の処分時には⁽⁶¹⁾、保有中も引き続き暫定的な会計処理をしてある取得額を、その後生じる処分額から差し引き、それらの差額を払込資本ないし留保利益の増減として会計処理する（プラスの差額であれば払込資本ないし留保利益に加算し、マイナスの差額であれば払込資本ないし留保利益から減算する）。ここでまず注目したいのは、この会計処理を構成する下の3つの金額の関係である。

「払込資本と留保利益の区別」の多様性と当事者間の合意による選定

「イン・フロー①」（払込資本および留保利益）

⇒「アウト・フロー」（自己株式の取得額）

⇒「イン・フロー②」（自己株式の処分量）

これらの金額は矢印（⇒）が示すとおり、左上から右下、の順に発生する。原価法においては、自己株式が処分される時、「イン・フロー②」から「アウト・フロー」が差し引かれるのである。

しかし、この会計処理は不自然であるように思える。というのも、「アウト・フロー」は、「イン・フロー①」があったことを前提として生ずるはずであり（その意味でこれらは一連の取引であり）、したがって「イン・フロー①」から「アウト・フロー」を差し引くのが自然であると思われるからである⁽⁵²⁾。

本稿は、繰り返し述べてきたように、自己株式取引を含む財産分配の会計処理の決定について、当事者間の合意が果たす役割に注目している。しかし、そのような見方であっても、原価法にもとづく自己株式の処分時の会計処理を説明することは難しい。それは本稿においても、上述のフロー間の自然な関係が前提としてまずあって、そのうえで、当事者間の合意内容が問題になると考えられているからである。

なお、原価法についてはさらに、上述の差額（＝自己株式処分量－自己株式取得額）をどのように会計処理するのか（プラスの差額であれば払込資本ないし留保利益にどのように加算するのか、また、マイナスの差額であれば払込資本ないし留保利益からどのように減算するのか）ということが議論の対象になる。そして、それについて示されてきた結論は1つではなく⁽⁵³⁾、自己株式取引についての会計処理、さらに「区別」を、一層多様にする要因となり得る。

ただ、そもそも、それ以前の「自己株式処分量－自己株式取得額」という計算を説明できない本稿の見方からは、それらの差額の会計処理にどういう意味があるのか、ひいては、そこから生まれてくる「区別」にどういう意味があるのかもまた、説明が困難である。

本稿の見方と原価法にもとづく自己株式「消却」時の会計処理

原価法にもとづく自己株式の処分時の会計処理はさらに、自己株式が消却される場合の会計処理までふまえると、際立ってみえる。原価法によれば、自己株式の消却が行われるとき、暫定的な会計処理をしておいたその取得額が、株主資本を構成する個別的な項目から直接控除される⁽⁵⁴⁾。ここでは、同じ原価法のもとでの会計処理であるにもかかわらず、処分時とは異なって、上述のフロー間の自然な関係が反映されている（「イン・フロー①」から「アウト・フロー」が差し引かれる）のである。

ただ、ここで確認しておきたいことは、株式の消却という事実それ自体が、株主資本を構成する個別的な項目の金額をそれぞれどのように減少させるかの決め手になるわけではない、ということである。その決め手は、ここまでと同様、当事者間の合意であると考えられる。

わが国では、株式の消却の際に、上述の会計処理の決め手となる当事者間の合意が得られることとされてきた（その現われが、「改正前」自己株式会計基準第12項、第44-45項であったと解される。その内容に関しては本稿注44参照）。その限りにおいて、いいかえれば、自己株式の消却に上述の当事者間の合意が伴う限りにおいて、取得額についての暫定的な会計処理が解除され、確定的な会計処理が行われると考えられるわけである。そして、その会計処理は上述のとおり、本稿の見方からみて、自然である。

なお、この場合でも、ここまで明確に意識してこなかったが、財のフローそのものによっては減少しない資本金・資本準備金（・利益準備金）が計上されているときには、まず合意にもとづいてそれらを減少させ、それに伴って生じるその他資本剰余金・その他利益剰余金から自己株式の取得額を差し引くという会計処理が行われることになる。

以上のように、原価法を本稿の見方からみれば、上述の「アウト・フロー」を株主資本全体から暫定的に間接控除する点は認めることができるにしても、

当該「アウト・フロー」を「イン・フロー②」から差し引く点は説明がつかない。当該「アウト・フロー」はむしろ、その原価法のもとでも自己株式の消却時には可能であったように、「イン・フロー①」を構成する株主資本の個別的な項目から、できれば早めに⁽⁵⁵⁾控除されるのが自然である。そのような、いわば大枠の中で、自己株式の取得という事実自体から具体的な会計処理が決まらないとしても、当事者間の合意によって、それを決めてもらえばよいであろう⁽⁵⁶⁾。

自己株式会計基準による原価法の説明

原価法にもとづく自己株式の処分時の会計処理は、本稿の見方から説明しきれなかった。そこで、自己株式会計基準による説明に目を向けてみよう。同基準においては前述のとおり、原価法が採られているとみられ、とくに自己株式の取得から処分に至るまでの会計処理については、次のような説明が行われている（なお、項数は「改正後」自己株式会計基準のものである）。

まず、自己株式の取得時の会計処理については、「自己株式を取得したのみでは発行済株式総数が減少するわけではなく、取得後の処分もあり得る点に着目し、自己株式の保有は処分又は消却までの暫定的な状態であると考え、取得原価で一括して純資産の部の株主資本全体の控除項目とする方法が適切であると考えた」（32項）と説明されている。そして、自己株式の取得と処分については、これらを「一連の取引とみて⁽⁵⁷⁾会計処理することが適切であると考えた」（36項）と説明されている⁽⁵⁸⁾。そのうえで、自己株式の処分時の会計処理についての説明（37-43項）と、消却時の会計処理についての説明（44-46項）が加えられていく。

上のような自己株式会計基準による説明と、本稿の見方との相違点としてまず気づくのは、同基準においては、自己株式の取得額について暫定的な会計処理を行う根拠として、当該株式が消却されたか否か（その取得後の処分があり得るか否か）に着目されていることである。しかし、それらのことは、フローにもとづく概念であるはずの払込資本および留保利益が減少したか否かという

ことの直接的な根拠にはならないと思われる。自己株式が消却されていない状態（その取得後の処分があり得る状態）は、株式について暫定的な状態とはいえ、フローについて暫定的な状態ではない⁽⁵⁹⁾。したがって、上のような根拠だけであれば、少なくとも前の第2節におけるような会計処理（自己株式が消却されたか否かとは無関係に行える会計処理）を採れないことはないはずである⁽⁶⁰⁾。

また、自己株式会計基準では、自己株式の取得と処分とを一連の取引とみるのが適切であると述べられているが、前述のとおり、一連の取引としての自然な組合せは、「アウト・フロー」と「イン・フロー②」（自己株式の取得と処分）ではなく、「イン・フロー①」と「アウト・フロー」（払込資本・留保利益の存在と自己株式の取得）であろう。したがって、これも前述のとおり、株主資本がフローにもとづく払込資本と留保利益から構成されるとみる限り、「イン・フロー②」から「アウト・フロー」を差し引く会計処理は不自然であると思われる。

それに伴って、当該差引計算から生ずる「自己株式処分差額」の会計処理（当該差額を基本的にはその他資本剰余金の金額に加減算する（37-43 項参照）⁽⁶¹⁾）にどのような意味があるのかについて疑問があるということも、すでに述べたとおりである⁽⁶²⁾。さらに、本稿の観点からなお正当化の余地がある自己株式の消却時の会計処理も、そのような処分時の会計処理に整合性が求められている限りは（自己株式を消却する場合は、その取得額を、まずはその他資本剰余金の金額から控除する（44-45 項参照））、説明が難しい⁽⁶³⁾。

自己株式会計基準が原価法を採っている理由

このようにみてくると、自己株式会計基準も必ずしも、原価法の正当化に成功していないように思える。もっとも、それは、上述のようなフローにもとづく「払込資本と留保利益の区別」の観点からだけの、一面的な評価にとどまるのかもしれない。

というのも、自己株式会計基準は、財のフローそれ自体によっては減少しな

いという、資本金・資本準備金（・利益準備金）の減少の認識基準を満たす点で、成功しているといえそうだからである。部分的にはすでに述べてきたことであるが、自己株式の消却時、その取得額は、資本金・資本準備金（・利益準備金）から間接的にも直接的にも控除されることはない（「改正後」11-12項）⁽⁶⁴⁾。また、自己株式の処分時、その処分類から取得額が差し引かれ、その差額について確定的な会計処理が行われるが、この場合にも、資本金・資本準備金（・利益準備金）が減額されることはない（「改正後」9-10項）。このように、原価法によれば、本章第1節の会計処理とは異なって、資本金・資本準備金（・利益準備金）の減少の認識基準を満たすことができる（自己株式の取得額が、株主資本全体から間接控除されるとはいえ、分配可能額に収まる限りで）。

さらに他方で、本章第2節の会計処理が採用される場合と比較すると、自己株式の取得と処分を通じての分配可能額の減少が抑えられる点も、見方によっては評価され得るのかもしれない⁽⁶⁵⁾。すでに述べたとおり、本章第2節の会計処理においては、自己株式の取得額が全額、分配可能額の減少額になるのが自然であるとみられる。それに対して原価法によれば、自己株式の取得と処分を通じての分配可能額の減少は、取得額が処分類と相殺される分だけ、いいかえれば、処分類相当額だけ分配可能額が復活ないし増加することになるのである⁽⁶⁶⁾。

自己株式取引による分配可能額の減少が抑制されれば、自己株式会計基準が設定されるきっかけになった平成13年6月改正商法からの、自己株式の取得規制緩和の実効性が促進される（たとえば、ストック・オプションの行使に備えて自己株式を取得しておく、という取引を行いやすくなる）ようである⁽⁶⁷⁾。このことは、自己株式会計基準が原価法を採っている、最も強い理由になっているのではないか。原価法が十分には説明しきれない処理であるとするれば、そのような見方もそれほど的外れではないように思える。

このような、会計処理それ自体の問題とは別の事情はともかくとしても、わが国においては、自己株式取引について考えられる多様な会計処理のうち原価

法が選ばれ、それによって独特かつ難解な「払込資本と留保利益の区別」が出来上がることになっている。そしてその主要な原因の1つはやはり、財産分配（自己株式の取得）それ自体ではなくて当事者間の合意にもとづいて減少するという、とくに資本金・資本準備金の減少の認識基準にあるとみられる。このことが、本稿にとって、より重要なことである。

第4章 結び

私見によれば、「払込資本と留保利益の区別」には、財産分配をめぐる、出資者・経営者のための任意的・個別的な次元における利害調整に役立つ側面があり得る⁽⁶⁸⁾。その見地からは、「区別」の決定について当事者間の合意が一定の役割を果たすことも不思議ではない⁽⁶⁹⁾。

もっとも、当事者の合意さえあれば、いかなる「区別」も、またそれをもたらす会計処理も認められるということではない。たとえば、大方が否定するであろう、自己株式の処分によって留保利益の金額を増加させるというような会計処理は、一般に認められた会計原則ないし会計基準に採り入れないといった方法で、当事者に適用させないようにする必要があるであろう（「改正後」自己株式会計基準40項参照）。それによって残る、一般に認められた会計処理は自然と、適切な場面での適用を通じて、当事者間で納得が得られやすい「区別」をもたらすものになると期待される。

他方で、「区別」には情報提供に役立つ側面もあるとみられている⁽⁷⁰⁾。その見地からは、「区別」が当事者間の合意によって左右され得るとすれば、批判も生じるかもしれない。

しかし、たとえば経営者が、出資者や債権者に対し、その当事者間で納得が得られやすく、いいかえれば、利害調整が円滑になるように、すでに述べたような「区別」と特定の事業とを関連づける会計処理を提案すること等を通じて事業運営に関わる意図を伝えることで、結果としてもその「区別」について合

意が得られたとしよう。このように、「区別」のあり方に当事者間の意図・合意が反映されるとすれば、それを排除して財産分配につき画一的な会計処理を適用させるより、その合意に直接的に関わることができない投資家等の主体にとって「区別」の情報価値が高まる可能性、すなわち、より望ましい情報提供が行われる可能性もあるのではないか⁽⁷⁾。そうであれば、「区別」が情報提供に役立つ側面をもつとみる見地からも、そこに当事者間の合意を関わらせることを一概に否定できないはずである。

その検証・確認は今後の課題になるとして、現段階ではまず、「区別」のあり方、ひいては、その意義が多様であり得ることが認識されるべきであろう。仮に、特定の意義を期待して、「区別」のあり方をその意義に合わせるように限定してしまえば、実際に「区別」はその意義だけしかもてなくなってしまうかもしれない。その前に、順序としては、他の「区別」のあり方と意義が確認されてよい。それによって、会計基準のレベルにせよ、本稿がとくに注目してきた当事者間のレベルにせよ、より合理的に「区別」のあり方を選定できるようになるはずである。

そのような見方から、本稿は、わが国で現実に採られているわけではない会計処理（ただしその場合は多少なりとも正当化できそうな会計処理）も取り上げて、「区別」の多様性を論じてきた。これによって、わが国における「区別」は、多様な「区別」のうちの独特な1つでしかなく、したがって、その意義もまた、唯一のものではないことを明らかにしてきたつもりである。

その過程では、できるだけ具体的な会計処理の内容にまで立ち入る作業を怠らないように意識してきた。そうしなければ、「区別」が利用されていることはわかっても、なぜ利用されているのか、「区別」は何を表わしているのかまではわからない可能性が高くなると考えられるからである。それがわからなければ、「区別」の選定の合理性は、あり得べき水準よりも低くなりかねない。このような事態をより確実に避けるには、上のような作業が必要であろう。

ところで、その作業を通じて、当初の目論見からすると思いがけずに気づい

たことがある。それは、「区別」に対して一般に共有されていると思われる見方、すなわち、払込資本は元手を表わす金額であり、留保利益はその元手から得られたものを表わす金額である（したがって後者が基本的に財産分配の対象額となる）というような見方が、一般的とみられる会計処理においてさえ、ストレートに、あるいは、少なくとも単純に反映されているわけでもないということである（とりわけ、本稿第3章第1節および第3節、ならびに、注21および35参照）。

本稿の冒頭で述べたように、現状では、「区別」の多様性についての意識は希薄で、その決まり方は多かれ少なかれ自明ないし所与とされているように思われる。その原因はもしかすると、上の一般的な見方が、当然に会計処理にも反映されているという予断があるからなのかもしれない。しかし、本稿の検討によれば、その予断が必ずしも正しくなかったわけである。「払込資本と留保利益の区別」の意義をめぐる検討に、なお深まる余地が残されているとあらためて思う所以である。

注

- (1) ここではとくに、中村忠『資本金論 [増訂版]』白桃書房、昭和50年、5-6頁、および、伊藤邦雄『会計制度のダイナミズム』岩波書店、1996年、23頁（両文献における「資本と利益の区別」の「第1の意味」「第2の意味」）参照。
- (2) 「払込資本」といえば、株式会社における株主のような出資者によって、企業・会社に払い込まれた金額を意味するのが一般的になっていると思われる。本稿でも、もっぱら、その意味での払込資本が想定されている。

ただ、本文でも後でふれるように、「払込資本と留保利益の区別」の前段階と位置づけた「元入資本と期間利益の区別」のあり方は多様であるとみられ、それに連動して、「払込資本と留保利益の区別」も（本文で取り上げていく財産分配によっていわば後天的にではなく、先天的に）多様になると考えられている。このことから、本稿においては、「払込資本と留保利益の区別」にいう払込資本が、出資者（株主）の払込みによるものだけに必ずしも限定され得るわけではなく、国庫補助金・工事負担金や新株予約権の発行対価等の金額も払込資本に含まれ得る余地が残されている。

「払込資本と留保利益の区別」の多様性と当事者間の合意による選定

要するに本稿は、出資者（株主）によって払い込まれた金額としての払込資本を想定しながらも、それを厳密に定義するという作業には立ち入っていない。今後に残された課題である。

- (3) 伊藤，前掲書，22-24 頁参照。
- (4) たとえば，斎藤静樹「株式購入オプションの会計基準とその争点」『會計』第 170 巻第 1 号（2006 年 7 月），野口晃弘「新株予約権の表示方法に内在する会計問題」『企業会計』第 58 巻第 9 号（2006 年 9 月），および，乙政正太＝野口晃弘＝須田一幸「新株予約権の失効に伴う会計処理」日本会計研究学会課題研究委員会（委員長 須田一幸）『会計制度の設計に関する実証研究 最終報告書』2006 年 9 月，第 14 章参照。
- (5) たとえば，大日方隆『企業会計の資本と利益』森山書店，1994 年，107-109 頁，および，実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成 18 年 8 月 11 日，企業会計基準委員会）1 および 3（1）参照。
- (6) このことに関する最近の包括的な論功として，万代勝信「資本・利益の区分をめぐる歴史的動向と理論—資本取引と損益取引の区分を中心として」『企業会計』第 59 巻第 2 号（2007 年 2 月）参照。
- (7) 中村，前掲書，30-32 頁，76-79 頁，および，伊藤，前掲書，159-160 頁，第 7 章参照。
- (8) 厳密には，資本剰余金の金額のみを減らす（わが国現行会計制度を想定していえば，その他資本剰余金の金額のみを減らす（資本金・資本準備金の金額は減らさない））会計処理である。このことについては，本稿注 7 に示した文献を参照されたい。
- (9) 伊藤，前掲書，第 7 章参照。
- (10) 「区別」の意義に関する現時点までの検討の，1 つの到達点であるように思われる Okuda, S., M. Sakagami, and A. Shiiba, Valuation of the Profit Available for Dividend, 日本会計研究学会第 64 回大会（2005 年 9 月），自由論題報告配付資料，および，首藤昭信「債務契約における留保利益比率の意義」日本会計研究学会課題研究委員会（委員長 須田一幸）『会計制度の設計に関する実証研究 最終報告書』2006 年 9 月，第 9 章を参照。
- (11) 野口晃弘「会社法計算規定と資本会計における諸問題」日本会計研究学会課題研究委員会（委員長 須田一幸）『会計制度の設計に関する実証研究 最終報告書』2006 年 9 月，第 20 章，395 頁では，同様の問題意識がもたれているようにも思われるが，他方でその意識は，多様であり得る「区別」のあり方・意義から，より合理的なものを選び出そうとする意識というよりは，特定の意義に「区別」のあり方を合わせていこうとする意識のように見える。それについての私見は，本稿第 4 章の結びで示すことにする。
- (12) これら 2 つの財産分配に焦点を絞ることについては，江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣，

2006年，234頁，神田秀樹『会社法〔第8版〕』弘文堂，2006年，249頁，ならびに，企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（平成14年2月21日，最終改正平成18年8月11日，企業会計基準委員会），第29項および第33項参照。

(13) ここではとくに，中村，前掲書，27-28頁，30-32頁，および，伊藤，前掲書，第7章参照。

(14) ここではとくに，江頭憲治郎他「連載 改正会社法セミナー〔第4回〕Part1 自己株式④」『ジュリスト』第1251号（2003年9月1日），50-53頁参照。

(15) 最近では，たとえば，野口，前掲論文，393-394頁参照。

(16) あるいは，本文で次に述べるように持分が2つ以上である場合であっても，そのすべてを1つの主体が所有している場合を考えれば，より理解しやすいであろう。

(17) 「全般について」とは，まず持分が1つの場合，そして持分が複数でも1つの主体がそれらをすべて所有している場合（本稿注16参照），さらに複数の持分を複数の主体が所有している場合の「全般について」という意味である。

(18) なお，本文では考えられていないが，複数の持分が，同じ権利内容であっても，異なるタイミングで，ないし，異なる発行価額・払込金額で発行されているような場合まで考えると，持分に比例的に留保利益を減少させる会計処理を画一的に用いてよいのか，見解は分かれるかもしれない（ここでは詳しく論じる余裕はないが，たとえば，中村，前掲書，30-32頁および76-79頁（発行持分説および主体持分説），伊藤，前掲書，56-60頁（持分均衡理論），159-160頁および第7章（発行持分説および主体持分説），ならびに，野口晃弘「商法改正と資本会計の再構築」『会計』第162巻第5号（2002年11月），21-22頁，注（10）（いわば，株主ごとの「払込資本と留保利益の区別」）を参照されたい。ちなみに，このような複雑なケースにまであまり気を配らなくて済むのは，わが国においても，いわゆる株主平等の原則（神田，前掲書，63頁によれば，正確には「株式平等の原則」）が採られているおかげではないかと思う）。

とはいえ，それらいずれの見解においても，払込資本は元手を表わす金額であり，留保利益はその元手から得られたものを表わす金額である，という一般的な見方においては一致をみているように思われる（これについても，上記の文献を参照されたい）。

(19) 弥永真生教授は，「剰余金と会社財産との間に個別のひも付き関係はない」（『資本』の会計—商法と会計基準の概念の相違』中央経済社，平成15年，193頁）と述べておられる。それに対して，本文で説明した会計処理においては，払込資本および留保利益と，特定の事業に関わる財産（資産）との間（貸借対照表の貸方と借方との間）の「ひも付き関係」がまったくないとはいえないであろう。そのような違いは，本文では（フローにもとづく）払

「払込資本と留保利益の区別」の多様性と当事者間の合意による選定

払込資本および留保利益が想定されているのに対して、弥永教授は（ストックにもとづく）純資産が資本金・準備金を超える金額としての「剰余金」を想定しておられるから（弥永，前掲書，4-6頁参照）ではないかと思う。

いずれにしても、「ひも付き関係」はまったく考えられないわけではないのであろう。そうであれば、それを考えようとするのかしないのかもまた、異なる「区別」を生み出すことになる。

なお、その「ひも付き関係」を考えるか否かはさらに、貸借対照表の表示方法にも影響を与え得ると思われるが、ここでは、その問題には立ち入らない。

- (20) 配当平均積立金のように、事業と関連づけられるのではなく、財産分配のために計上されるものは、ここでは考えられていない。
- (21) この会計処理と比較すると、前述の、自然とみられている会計処理（一律に留保利益を先に減らす会計処理）は一見、払込資本および留保利益を特定の事業と関連づけるのではなく、とくに払込資本のほうをいわば会社全体の元手と考える会計処理のようにみえるかもしれない。たしかに、すべての持分に比例的な財産分配が行われるときには、そのようにみることができるとは思えないが、一部の持分に対する財産分配（自己株式の取得）が行われるときにまで、一貫してそのようにみることができないわけではない。このことについては、次の第3章第1節および注35参照。
- (22) その他に考えられる根拠について、野口，前掲「会社法計算規定と資本会計における諸問題」，389-391頁参照。
- (23) 本文で説明した会計処理の他に、税法における、いわゆるプロラタ計算のように、財産分配額を払込資本および留保利益から按分的に差し引く、いいかえると、払込資本および留保利益をともに減少させる会計処理も考えられる（たとえば、宮崎裕子＝岩崎友彦＝平川雄士「新会社法下における企業組織と租税法（6・完） 剰余金の配当」『商事法務』第1781号（2006年11月5日），38-40頁参照）。このような会計処理も、税法上、「区別」にもとづくものと考えられているようであるが、そもそも、それを支える配当課税の考え方にどこまで合理性があるのか、まったく疑問がないわけではない（たとえば、大日方，前掲書，第7章参照）。そのため本文では、この会計処理を取り上げなかった。
- なお、これと一見類似する会計処理は、一部の持分に対する財産分配（自己株式の取得）についても考えられるが、その根拠（次の第3章第1節参照）と、本節で取り上げている、すべての持分に比例的な財産分配にも適用される税法上のプロラタ計算の根拠（宮崎＝岩崎＝平川，前掲論文，38-40頁参照）とは異なる。
- (24) 当事者は、時代や国、状況によって異なり得るであろうが、ここでは現在のわが国のこ

とが想定されている。本稿注 25 も参照されたい。

(25) ここではとくに、法定の決議や手続きだけが想定されているわけではないが、それでもたとえば、平成 17 年改正前商法 375 条、376 条、289 条等、ならびに、平成 17 年制定会社法 447 条、448 条、449 条等を参照すると、イメージは浮かびやすいであろう。他方で、明確に私的・任意的な次元で本文におけるような当事者間（とくに、企業（本稿でいう出資者および経営者）と債権者との間）の合意を考える文献として、たとえば、須田一幸『財務会計の機能—理論と実証』白桃書房、2000 年、33-34 頁、および、野口晃弘『条件付新株発行の会計』白桃書房、2004 年、40-41 頁も参照されたい。

(26) 財産分配についての会計処理に、とくに出資者相互間の合意、さらに、出資者と経営者との間の合意が関わるという本稿の見方にとっては、安藤英義『新版 商法会計制度論』白桃書房、1997 年、第 5 章が手がかりになっている。

(27) 厳密には、資本金・資本準備金に加えて、利益準備金の減少の認識基準も、自己株式取引における「区別」を多様にする要因になる。ただ、本文で後述するように、自己株式の取得によって、まずは払込資本を減少させる会計処理が会計の立場から自然であると考えられてきたとみられ、その考え方にとっては、払込資本と見立てた資本金・資本準備金の減少の認識基準が、最も重要な論点となるように思われる。そのような見方から、本文ではとくに、資本金・資本準備金を取り上げている。

(28) 具体的な手続き等については、本稿注 25 でも示したが、平成 17 年改正前商法 375 条、376 条、289 条等、ならびに、平成 17 年制定会社法 447 条、448 条、449 条等参照。

(29) なお、同基準と密接に関連するものとして、企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（平成 14 年 2 月 21 日、最終改正平成 18 年 8 月 11 日、企業会計基準委員会。以下では、自己株式会計基準適用指針と呼ぶ）もある。この自己株式会計基準適用指針には、固有の論点（たとえば、対価が金銭以外である場合の自己株式取得額の算定等）も含まれているが、ここでは、そのうち本稿でとくに注目される認識基準に関わる指針（5 項）等に必要に応じてふれるにとどめ、もっぱら取り上げるのは、より基礎的な、対価が金銭である場合を想定するだけで読むことができる（したがって比較的、本稿の問題意識から離れずに済みそうな）基準本体とする。

(30) ただし、本稿の課題に照らして、「払込資本と留保利益の区別」に直接的に関わる、いわゆる資本取引として自己株式取引を扱う会計処理だけを取り上げ、いわゆる資産説は取り上げない。

(31) 本文ではとくに、わが国現行会計制度が念頭に置かれているが、同様の考え方にもとづくと思われる会計処理の、いわば原型を説いた文献として、Paton, W. A., Some Phases of

「払込資本と留保利益の区別」の多様性と当事者間の合意による選定

Capital Stock, *The Journal of Accountancy*, 第27巻第5号(1919年5月)がある。このような会計処理は具体的には、額面法、また、いわば額面法的な会計処理、さらには、払込資本法として説明されてきた会計処理である。

額面法とは、自己株式を(もしあれば)その額面価額相当額で計上し、それを資本金の間接控除額とする会計処理である(たとえば、中村忠「自己株式の買取差額および売却差額」『企業会計』第14巻第2号(1962年2月), 57頁参照)。また、本稿でいう額面法的な会計処理とは、自己株式が無額面株式であっても、それについての資本金組入額相当額で自己株式を計上し、それを資本金の間接控除額にするという、額面法の考え方を無額面株式に適用した会計処理である(中村忠『制度会計の基礎知識』税務研究会出版局, 平成15年, 196-197頁参照)。そして、払込資本法とは、額面株式と無額面株式とを問わず、株式についての資本金・資本準備金組入額相当額で自己株式を計上し、それを資本金・資本準備金の間接控除額とする会計処理である(新井清光『資本金論』中央経済社, 昭和40年, 149-150頁, および、鈴木一水「自己株式および資本準備金取崩に関する会計処理の問題点」『税研』第18巻第4号(2003年1月), 57頁)参照。

比較的最近の文献で、本文の説明に近いものとしては、野口, 前掲書, 15-17頁がある。

(32) この「各株式(持分)についての払込資本額」は、野口, 前掲書, 16頁にいう「1株当たりの払込資本の金額」とほぼ同じ意味であると思われる(中村, 前掲『資本金論〔増訂版〕』, 30-31頁も参照)。ただ、本稿では、全株式および株式種類別の払込資本額だけでなく、発行口別の払込資本額(中村, 前掲『資本金論〔増訂版〕』, 67頁, および、伊藤, 前掲書, 207頁参照)や、株主別の払込資本額(野口, 前掲「商法改正と資本金の再構築」, 21-22頁, 注(10)参照)まで想定しても違和感のない、より一般的と思われる表現として、「各株式(持分)についての払込資本額」という表現を用いた(中村, 前掲『資本金論〔増訂版〕』, 31頁には「その株式(回収した株式のこと—石川)にかかわる払込資本」という表現がみられるが、それは「1株当たりの払込資本の金額」と同じ意味であると解される)。

ちなみに、他方の、各株式(持分)についての留保利益額、したがって、自己株式の取得によって減少させられるべき留保利益額は、上記のような払込資本額についての会計処理のいずれを採るのかということや、各株式の財産分配についての権利内容にも左右され得ることになる。

(33) この会計処理に分類される具体的な会計処理に、払込資本法と呼ばれる方法(本稿注31参照)があるほどである。

(34) いわゆる資本取引としての自己株式の取得は、財産分配が行われたときに認識されると

いうのが一般的な考え方であるといつてよいであろう。この本章第 1 節における会計処理が採られているわけではないが、自己株式会計基準適用指針第 5 項および第 29-33 項参照。

(35) この見方が端的に示されているものとして、American Accounting Association, *Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements—1948 Revision*, 1948 年, financial statements の項, (7) 参照。また、あわせて伊藤, 前掲書, 204 頁および 206-208 頁参照。

なお、この見方・会計処理は、本文でも述べたように会計の立場から多く示されてきたものであるが、本稿注 21 でふれたような、払込資本をいわば会社全体の元手とみる見方にあてはまるわけではない。たしかに、すべての持分に比例的な財産分配について、これも会計の立場から自然とみられることの多い会計処理（留保利益から先に減らす会計処理）には、そのような見方にあてはまるようにもみえるが、一部の持分に対する財産分配としての自己株式取得までを視野に入れると、それはあてはまらなくなる。むしろ一貫して、各持分についての払込資本額と留保利益額を想定する見方・会計処理と考えられるのである。

(36) その考慮をせずに資本金・資本準備金を直接減額する会計処理も、説かれることがあるようである。それを本文で取り上げないのは、その会計処理においては本稿と異なり、現在のわが国におけるような資本金・資本準備金の減少の認識基準（自己株式の取得それ自体によっては減少しないこと）が考慮外に置かれているからである（このことについては、たとえば、野口, 前掲書, 14-15 頁参照）。

(37) この見方を示すにあたっては、Hills, G. S., Stated Capital and Treasury Shares, *The Journal of Accountancy*, 第 57 巻第 3 号 (1934 年 3 月), および、Hatfield, H. R., Accounting Principles and the Statutes, *The Journal of Accountancy*, 第 58 巻第 2 号 (1934 年 8 月), そして、これらの解説として、伊藤, 前掲書, 226-227 頁, 232-236 頁参照。

(38) この見方については、伊藤, 前掲書, 233 頁参照。

(39) なお、資本金・資本準備金（・利益準備金）概念が、放棄されるとか、理論上の払込資本（・留保利益）概念に一致させられるといった場合、ここで述べた自己株式取得の会計処理は、払込資本（・留保利益）減少の会計処理となるであろう（伊藤, 前掲書, 256-259 頁参照）。

ちなみに、すべての持分について比例的に自己株式を取得することもできる。そして実際にそれが行われる場合、たとえば、前章第 1 節で最初にふれた会計処理の考え方（まず留保利益を減らすという考え方）と、本節の会計処理の考え方（まず払込資本を減らすという考え方）のどちらを採るべきかは、いずれの考え方も会計の立場において自然なものとして受け入れられてきたとみられるだけに、簡単には決められないように思われる（さ

「払込資本と留保利益の区別」の多様性と当事者間の合意による選定

らに、出資者・株主側の会計処理との関係を考慮に入れるか否かも、この場合の会計処理を一層多様にする（決めにくくさせる）一因となり得る。このことについては、企業会計基準適用指針第3号「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」（平成14年2月21日、改正平成17年12月27日、企業会計基準委員会）、および、本稿注47参照）。

(40) これは要するに、自己株式の取得に伴って分配可能額が減少することを株主資本の個別的な項目に直接に反映させる会計処理であり、それについての本文の表現は、その他資本剰余金・その他利益剰余金の金額を基礎として分配可能額が計算されるわが国現行会計制度を想定したものとなっているわけである（会社法461条2項1号3号、446条1号、会社計算規則177条等参照）。このような会計処理を説いた文献として、とくに、Hills, 前掲論文、および、Marple, R. P., Treasury Stock, *The Journal of Accountancy*, 第57巻第4号（1934年4月）、そして、これらの解説を含む、伊藤, 前掲書, 222-231頁参照。また、比較的最近のわが国会計制度が想定された、関連する文献として、江頭他, 前掲「改正会社法セミナー」, 54頁（斎藤静樹教授のご発言）参照。

(41) 伊藤, 前掲書, 222-231頁参照。

(42) このことについては、江頭他, 前掲「改正会社法セミナー」, 52-53頁（斎藤静樹教授および神田秀樹教授のご発言）参照。

(43) 自己株式取引という、いわゆる資本取引によって、資本剰余金が増減することはあっても、利益剰余金が増減することはない、という見方もある（たとえば、Hills, 前掲論文, 213-214頁参照）。このような見方に従えば、自己株式の取得によって減少するのは、本文でいうその他資本剰余金のみ、ということになる。しかし、利益剰余金は、たしかに資本取引によっては増加しないが、減少することはある、という見方もある（たとえば、中村, 前掲『資本金論 [増訂版]』, 4-9頁、および、伊藤, 前掲書, 241頁参照）。この見方に従えば、本文で述べた問題が残ると思われる。

(44) 「改正前」自己株式会計基準第12項, 第44-45項（本文の表現も用いながらいえば、消却される自己株式の取得額を、（その他）資本剰余金と（その他）利益剰余金のいずれからどのように控除するのかは、会社の意思決定に委ねる、という基準）参照。ただし、次の第3節で述べるように、自己株式会計基準は当初から、この第2節の会計処理を採っていない。この第2節の会計処理は、自己株式が消却されなくても行われる点で、上記の基準と異なっているのである（より端的に言えば、自己株式の（取得後の）保有時の会計処理が考えられる余地がない）。

なお、「改正後」自己株式会計基準では、上記の「改正前」第12項, 第44-45項の基準が変更された（第11-12項, 第44-45項参照。要するに、消却される自己株式の取得額を、ま

ずはその他資本剰余金から控除する，という基準になった)。これについては，本稿注 63 を参照されたい。

(45) その考えを徹底しようとした文献として，Hills，前掲論文参照。

(46) いうまでもないことかもしれないが，「資本剰余金と利益剰余金の区別」という表現が用いられることには，それなりに理由があったとしても，それによって資本金が（場合によっては資本準備金も）考慮外に置かれないように気をつける必要があると思う（中村忠「会計余話 「企業会計原則」物語・その3 資本取引と損益取引」『産業経理』第66巻第3号（2006年10月），77頁参照）。

(47) ちなみに，本節の会計処理を行う場合，たとえば，企業・会社側では留保利益に相当する金額を減少させているのに，出資者・株主側では払込資本に相当する金額を払い戻してもらったものとして会計処理するのが自然なケース（たとえば，その保有持分（株式）をすべて引き渡した場合）もあり得る。このような，企業・会社側と出資者・株主側の会計処理の，いわばズレをどのように受け止めるか（問題にするのか問題にしないのか）も，簡単には決まらないと思われる。

(48) 江頭他，前掲「改正会社法セミナー」，54頁（斎藤静樹教授のご発言）参照。

(49) このような会計処理の，いわば原型を説いた文献として，Rankin, C. H., *Treasury Stock: A Source of Profit or Loss?*, *The Accounting Review*, 第15巻第1号（1940年3月）参照。また，たとえば，伊藤，前掲書，243-256頁，および，野口，前掲書，13-14頁もあわせて参照。

(50) 野口，前掲書，20頁参照。

(51) いわゆる資本取引としての自己株式の処分は，財産の払込みないし拋出が行われたときに認識されるというのが一般的な考え方であるといつてよいであろう。自己株式会計基準適用指針第5項および第29-35項参照。

(52) それに対して，まずアウト・フローが生じ，その後で，これに対するイン・フローが生じたときに，後者から前者を差し引くという会計処理は，むしろ貸借対照表の借方すなわち資産についての会計処理と類似しているようにさえ見える（いうまでもないかもしれないが，たとえば，他の企業が発行した有価証券を購入（取得）し，それを売却（処分）した場合の会計処理を想起されたい）。これについては，大日方，前掲書，第8章第3節，および，「改正後」自己株式会計基準第16項および第56項，ならびに，第18項および第57項参照。

(53) たとえば，伊藤，前掲書，246-247頁参照。

(54) たとえば，野口，前掲書，18頁参照。

(55) 「できれば早めに」というのは，自己株式取得に伴う上述の「アウト・フロー」の根拠

「払込資本と留保利益の区別」の多様性と当事者間の合意による選定

となる、ないし、それと対応関係にある「イン・フロー①」が、別の取引によって減少させられてしまわないうちに、そこから当該「アウト・フロー」を差し引くのがよい、という趣旨である。ただ、そのような差引きが行われるまで、当該「イン・フロー①」が減少させられないような措置が取られるのであれば、即座にその差引きを行う必要まではないかもしれない。しかし、それらの「イン・フロー①」と「アウト・フロー」の対応関係が認められるのであれば、取得時に行う暫定的な会計処理を長引かせる合理的な理由も、とくに思いつけない。

(56) このような会計処理は、本章第2節の会計処理と結果的に類似してくるが、自己株式の取得額についての暫定的な会計処理（自己株式の（取得後の）保有時の会計処理）を、より積極的に許容できる論理をもっている点で、第2節の会計処理とは異なっている（本稿注44の第1段落も参照されたい）。

(57) このような見方については、たとえば、伊藤、前掲書、208頁、野口、前掲書、14頁、および、Epstein, B. J., R. Nach, and, S. M. Bragg, *GAAP 2007 Interpretation and Application of Generally Accepted Accounting Principles*, John Wiley & Sons, Inc., 2006年、868頁参照。

なお、私見によれば、自己株式の取得と処分とを一連の取引とみるのが「適切である」といえる根拠は、自己株式会計基準においては必ずしも明確にされていないように思われる。このことについては、続く本文および本稿注58もあわせて参照されたい。

(58) 自己株式の取得と処分とが一連の取引とみられる場合、その見方は一般的には、自己株式の処分額から取得額を差し引く計算の根拠として示されてきたように思われる（たとえば、中村、前掲『制度会計の基礎知識』、196頁参照）。しかし、自己株式会計基準においても同じといえるか、疑問は残る。

というのも、同基準における文言の読み方によっては、その差引計算自体を説明するためではなく、その後の、当該差引計算から生じる差額についての会計処理を説明するために、上述の見方が持ち出されているようにも読めるからである（「一連の取引」という文言が最初に使用される第36項第2文は、表現上、その前の第35項および第36項第1文でふれられる処分差額をもたらす計算を説明するものとしては理解しにくい）。実際、「一連の取引」という表現は、後に続く第39項で、すでに計算された自己株式処分差額の会計処理（より詳しくは後述）を説明するためだけに使われている（しかも、自己株式処分差損についてのみであり、差益については持ち出されない。第37-39項参照）。

そのように読む場合、自己株式処分額からの取得額の差引計算の根拠は、（少なくとも明確には）説明されていないことになってしまう。

(59) 自己株式の処分については、その「経済的実態」が払込資本の増加にあると考えられて

いるようである（「改正後」自己株式会計基準 37 項）。しかし、自己株式の取得については、そのような「経済的実態」は考えられていないのであろうか（株式について暫定的な状態は、「経済的実態」なのであろうか）。その取得がすでに、財産分配の性格を有するのではないか（同 39 項参照）。

(60) 実際、わが国商法・会社法のもとでは、自己株式の取得財源（取得限度額）は原則として分配可能額の範囲内とされてきたのであり（平成 17 年改正前商法 210 条 3 項，会社法 461 条 2 項，446 条等参照），とくに平成 17 年改正前商法についてのことであるが，自己株式の取得は分配可能額の分配（財産分配）に当たるといふ趣旨の説明が行われていた（神田秀樹＝武井一浩編著『新しい株式制度』有斐閣，2002 年，58 頁，91 頁，および，弥永，前掲書，113 頁，注 23）参照）。そうであれば，本文で述べたように，分配可能額を構成する項目の金額を直接的に減少させる会計処理も行われ得るはずであろう。

(61) このような会計処理が指示されていることから，自己株式会計基準ではもしかすると，資本取引は払込資本（ないし資本剰余金）が増減する取引，また，損益取引は期間利益を含む留保利益（ないし利益剰余金）が増減する取引と考えられている可能性も否定できないように思われる（実際，そのような資本取引・損益取引についての考え方を示す説も存在してきた。たとえば，伊藤，前掲書，241 頁参照。また，同「改正後」基準第 41 項参照）。つまり，自己株式取引は資本取引であるから，そこからはまず払込資本の増減が生じると考えられているとみれば，同基準における自己株式処分差額の処理の由来は理解することができるのである。

もし，この見方に当を得ている部分があるなら，資本取引と損益取引の定義と，それがもたらす影響について，あらためて考えておく必要が出てくるかもしれない。というのも，上のような資本取引の定義にもとづき，そのうえで，自己株式取引は資本取引であるという現在一般的な位置づけが採られるとすると，自己株式取引に伴って留保利益を減らすことも当然に想定するような，たとえば，これも広く支持を受けてきた株式種別別経理にもとづく会計処理（株式の種別別に「払込資本と留保利益の区別」を想定する会計処理。本稿第 1 章参照）の基盤が揺らぎかねないからである（「改正後」自己株式会計基準第 13 項および第 48 項は，その株式種別別経理を志向するもののようにみえるが，上のような定義を採ってよいのか）。また，前の第 2 章で取り上げた，すべての持分（株式）に比例的な財産分配（剰余金の配当）についてはすでに述べたとおり，留保利益から先に減少させる会計処理が自然とみられているようであるが，上の定義に従い，この財産分配は損益取引と呼ばれることになってしまってもよいのかとも思う（その場合，期間損益に関わる取引が損益取引，関わらない取引が資本取引という表現（たとえば，中村，前掲「資本取引と損益

「払込資本と留保利益の区別」の多様性と当事者間の合意による選定

取引」, および, 本稿注 43 参照) が使いづらくなる)。

こういった影響までふまえると, 資本取引・損益取引という表現の解釈・使い方には, 慎重になることが必要であろう。

(62) それは, 具体的な自己株式処分差額の会計処理についての理由づけをふまえても変わらない(ここでの項数を「改正後」のもの)。

まず, その他資本剰余金の増加額として会計処理される自己株式処分差益(「自己株式取得額<自己株式処分量」の場合の自己株式処分差額)は, 仮に自己株式の取得時に本章第 2 節におけるような会計処理を行ったとしても, 払込資本の増加額として会計処理される金額であるから, その部分に限っていえば問題はなかろう。しかし, その会計処理の理由づけの中に, そもそも自己株式の処分量から取得額を差し引くこと(したがって, 処分量全額ではなくて処分差益のみを払込資本として処理すること)を正当化できる理由は見出せない(第 37-38 項および本稿注 58 参照。なお, 自己株式の処分は, 一方で新株の発行と同じく募集株式の発行等の手続きによりながら, 他方でその場合とは異なって対価(の一部)である自己株式処分差益が直接に, 資本金ないし資本準備金の金額に含まれないこと(38 項参照)について, 一貫性の観点から批判はあるかもしれない。ただ, その批判の対象には, 商法・会社法計算規定だけでなく, 新株の発行と自己株式の処分とに異なる会計処理をもたらす得る原価法を採用した自己株式会計基準も含まれかねないと思う)。

次に, 自己株式処分差損(「自己株式取得額>自己株式処分量」の場合の自己株式処分差額)を, まずは(その他)資本剰余金の金額から控除するという会計処理の根拠としては, 自己株式の処分が, 新株の発行と同様の「経済的実態」を有する点があげられている(40 項)。しかし, そのことは, 自己株式処分差益を払込資本に加算する理由にはなっても(37 項), 自己株式処分差損を払込資本から減算する(留保利益から減算しない)理由にはならない。なぜなら, 新株の発行に伴って払込資本は減少しないはずだからである(なお, 本稿注 61 参照。ちなみに, 少なくとも理論上, 払込資本の増加は, 新株の発行それ自体によってではなく, 財産の払込みないし拠出によってもたらされるのである。反対に, 払込資本の減少は, 株式の消却によってではなく, 財産の分配によってもたらされるのである。それが, 経済的な実態であろうと思う)。

より根本的には, 「自己株式処分差損については, 自己株式の取得と処分を一連の取引とみた場合, 純資産の部の株主資本からの分配の性格を有すると考えられる」(39 項。上点一石川)と説明されているが, そのようにみる根拠が明確ではなく(本稿注 58 参照), したがって, なぜ, 自己株式の取得それ自体が「純資産の部の株主資本からの分配の性格を有する」と考えられないのか, 疑問は消えない。

このような説明の難しい会計処理が生じるのは、そもそも自己株式処分時の会計処理の不自然さに原因があると思われる（上に示したものの他に、自己株式の処分と新株の発行を同時に行った場合の取扱い（自己株式会計基準適用指針 11 項）が複雑になっているのも、同じ原因によると思われる）。

(63) 本稿注 44 でもふれたように、「改正前」自己株式会計基準（12 項，44-45 項）は、消却される自己株式の取得額を、（その他）資本剰余金と（その他）利益剰余金のいずれからどのように控除するのかについては会社の意思決定に委ねていたが、「改正後」は、消却される自己株式の取得額を、まずはその他資本剰余金から控除する、という基準に変わった（11-12 項，44-45 項参照）。このような改正は、「改正前」からの、自己株式処分差損をまずその他資本剰余金から控除する会計処理（「改正前」10 項，「改正後」10 項および 12 項）に、自己株式の消却時の会計処理も合わせることを会社計算規則が先に規定し（47 条 3 項），それに自己株式会計基準が足並みを揃えた結果のようである（「改正後」45 項，および，郡谷大輔＝和久友子編著・細川充＝石井裕介著『会社法の計算詳解』中央経済社，2006 年，222 頁参照）。

しかし、すでに述べたとおり，原価法による自己株式の処分額と取得額との差引計算を説明できない立場からは，その計算にもとづく会計処理に，自己株式の消却時の会計処理を合わせる意味も，説明が難しい。仮に，当該差引計算を前提にするとしても，自己株式の処分（差損発生）時にはまず払込資本が減少すると考えられてきたのに対して，上のような改正の経緯をふまえると現在でも，消却時にはそう考えられているわけではないという違いの根拠も，明確にはされていないように思われる。

(64) かねてより弥永真生教授は，「わが国の場合，自己株式の消却の際には資本金や資本準備金を減少させることは想定されていない」（弥永，前掲書，122 頁，注 32）と述べておられた。

(65) 伊藤，前掲書，第 4 章，および，郡谷＝和久編著・細川＝石井著，前掲書，221 頁参照。

(66) 自己株式の処分額が取得額を超えれば，取得前の分配可能額が復活するうえ，処分差益の分だけ分配可能額は増加することになる。ただし，会社法 461 条 2 項 4 号参照。

(67) 斎藤静樹他「座談会 企業会計基準委員会「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」等について」『企業会計』第 54 巻第 6 号（2002 年 6 月），69-71 頁（神田秀樹教授のご発言），72 頁（斎藤静樹教授のご発言），および，江頭他，前掲「改正会社法セミナー」，54-55 頁（斎藤静樹教授のご発言）参照。

(68) これについては，拙稿「払込資本と留保利益の区別」と財産分配をめぐる出資者・経営者のための利害調整（仮題）（安藤英義先生退官記念論文集所収予定）を参照されたい。

「払込資本と留保利益の区別」の多様性と当事者間の合意による選定

なお、ここでいう利害調整とは、よく知られている会計の2大機能のうちの1つであり、「財産・持分をめぐる当事者間での取るか取られるかの利害の線引き」（安藤英義「会計の二つの機能をめぐる諸問題—利害調整と情報提供—」『一橋論叢』第127巻第4号（2002年4月），1頁）のことをいう。

(69) 安藤，前掲『商法会計制度論』，第5章参照。

(70) これについても，前掲拙稿を参照されたい。なお，ここでいう情報提供とは，本稿注68で述べた会計の2大機能のうちの，もう1つである。これは，「企業の状況についての情報を提供すること」によって，「情報を提供された者が企業に関して正しい判断と意思決定が行えるようにすることが目的である」（いずれの引用も，安藤，前掲論文，3頁）。

(71) このような見方については，斎藤静樹『企業会計とディスクロージャー [第3版]』東京大学出版会，2006年，8-9頁参照。

引用文献一覧

和文文献

新井清光『資本会計論』中央経済社，昭和40年。

安藤英義『新版 商法会計制度論』白桃書房，1997年。

安藤英義「会計の二つの機能をめぐる諸問題—利害調整と情報提供—」『一橋論叢』第127巻第4号（2002年4月）。

伊藤邦雄『会計制度のダイナミズム』岩波書店，1996年。

江頭憲治郎他「連載 改正会社法セミナー [第4回] Part1 自己株式④」『ジュリスト』第1251号（2003年9月1日）。

江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣，2006年。

乙政正太＝野口晃弘＝須田一幸「新株予約権の失効に伴う会計処理」日本会計研究学会課題研究委員会（委員長 須田一幸）『会計制度の設計に関する実証研究 最終報告書』2006年9月，第14章。

大日方隆『企業会計の資本と利益』森山書店，1994年。

神田秀樹＝武井一浩編著『新しい株式制度』有斐閣，2002年。

神田秀樹『会社法 [第8版]』弘文堂，2006年。

郡谷大輔＝和久友子編著・細川充＝石井裕介著『会社法の計算詳解』中央経済社，2006年。

斎藤静樹他「座談会 企業会計基準委員会「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計

基準」等について』『企業会計』第54巻第6号(2002年6月)。

斎藤静樹『企業会計とディスクロージャー [第3版]』東京大学出版会, 2006年。

斎藤静樹「株式購入オプションの会計基準とその争点」『會計』第170巻第1号(2006年7月)。

首藤昭信「債務契約における留保利益比率の意義」日本会計研究学会課題研究委員会(委員長 須田一幸)『会計制度の設計に関する実証研究 最終報告書』2006年9月, 第9章。

鈴木一水「自己株式および資本準備金取崩に関する会計処理の問題点」『税研』第18巻第4号(2003年1月)。

須田一幸『財務会計の機能—理論と実証』白桃書房, 2000年。

中村 忠「自己株式の買取差額および売却差額」『企業会計』第14巻第2号(1962年2月)。

中村 忠『資本会計論 [増訂版]』白桃書房, 昭和50年。

中村 忠『制度会計の基礎知識』税務研究会出版局, 平成15年。

中村 忠「会計余話 「企業会計原則」物語・その3 資本取引と損益取引」『産業経理』第66巻第3号(2006年10月)。

野口晃弘『条件付新株発行の会計』白桃書房, 2004年。

野口晃弘「商法改正と資本会計の再構築」『會計』第162巻第5号(2002年11月)。

野口晃弘「新株予約権の表示方法に内在する会計問題」『企業会計』第58巻第9号(2006年9月)。

野口晃弘「会社法計算規定と資本会計における諸問題」日本会計研究学会課題研究委員会(委員長 須田一幸)『会計制度の設計に関する実証研究 最終報告書』2006年9月, 第20章。

万代勝信「資本・利益の区分をめぐる歴史的動向と理論—資本取引と損益取引の区分を中心として」『企業会計』第59巻第2号(2007年2月)。

官崎裕子=岩崎友彦=平川雄士「新会社法下における企業組織と租税法(6・完) 剰余金の配当」『商事法務』第1781号(2006年11月5日)。

弥永真生『「資本」の会計—商法と会計基準の概念の相違』中央経済社, 平成15年。

英文文献

American Accounting Association, *Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements—1948 Revision*, 1948年。

Epstein, B. J., R. Nach, and, S. M. Bragg, *GAAP 2007 Interpretation and Application of Generally Accepted Accounting Principles*, John Wiley & Sons, Inc., 2006年。

Hatfield, H. R., *Accounting Principles and the Statutes*, *The Journal of Accountancy*, 第58巻第2号(1934年8月)。

「払込資本と留保利益の区別」の多様性と当事者間の合意による選定

Hills, G. S., Stated Capital and Treasury Shares, *The Journal of Accountancy*, 第 57 巻第 3 号 (1934 年 3 月)。

Marple, R. P., Treasury Stock, *The Journal of Accountancy*, 第 57 巻第 4 号 (1934 年 4 月)。

Okuda, S., M. Sakagami, and A. Shiiba, Valuation of the Profit Available for Dividend, 日本会計研究学会第 64 回大会 (2005 年 9 月), 自由論題報告配付資料。

Paton, W. A., Some Phases of Capital Stock, *The Journal of Accountancy*, 第 27 巻第 5 号 (1919 年 5 月)。

Rankin, C. H., Treasury Stock : A Source of Profit or Loss ?, *The Accounting Review*, 第 15 巻第 1 号 (1940 年 3 月)。

抽稿

「「払込資本と留保利益の区別」と財産分配をめぐる出資者・経営者のための利害調整（仮題）」（安藤英義先生退官記念論文集所収予定）。

本稿は、日本会計研究学会第 63 回大会（2004 年 9 月 10 日）における自由論題報告の原稿をもとにしています。その報告に際しましては、村田英治先生（福島大学）と野口晃弘先生（名古屋大学）より、貴重なご意見をいただくことができました。ここに記して、深く感謝を申し上げます。なお、本稿の責任はすべて、私にあります。